

労働基準広報 2017 No.1936

9/21

CONTENTS

特集 新たな技能実習制度について ————— 6

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の解説)

優良な実習実施者・監理団体に限定し 技能実習生の受入期間を最長5年間に

外国人技能実習制度について、管理監督体制の強化など技能実習制度の適正化、技能実習制度の拡充などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が昨年11月28日に公布され、主要部分が今年11月1日に施行される。新たな技能実習制度では、監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とするなど管理監督体制が強化される。一方で、優良な実習実施者・監理団体に限定して、技能実習生の受入期間を最長5年間（現行3年間）に延長するなど技能実習制度の拡充も行われている。

(厚生労働省・人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第34回〉 ————— 23

山元事件

(大阪地裁 平成28年11月25日判決)

アルバイトの心疾患・死亡の業務起因性と安全配慮義務
**10時間の勤務間インターバルが確保
できなければ明らかに過重労働では**

繁忙期であっても1週の時間外労働が30時間を超えることは正常ではない。1週のうち5日勤務すると1日8時間の所定時間のほかに6時間以上働くことになる。勤務間の休息期間が10時間もとれないなら明らかな過重労働状態であろう。

(弁護士・井澤慎次)

●ひと・はなし

宮野甚一 厚生労働審議官 ————— 38

**同一労働同一賃金や長時間労働の是正
働き方改革実現のため様々な計画に取り組む**

安藤よし子 人材開発統括官 ————— 39

**若者対策を人材開発に位置づけた意義は大きい
適宜適切に能力開発の機会得られることが重要**

●NEWS ————— 1

(28年度・残業多い約2万4000事業場の監督結果)違法な時間外労働あった事業場が43%
/(29年度経済財政白書まとまる)働き方改革を進め生産性向上の好循環実現を/
(28年度・賃金不払残業の是正結果)是正支払額は2年ぶりに増加し約127億円に/ほか

●労務資料/イノベーションへの対応状況 調査結果 ————— 42

導入後の課題は「時間管理難しい」が54%

(独)労働政策研究・研修機構調べ)

●連載 労働スクランブル[®](労働評論家・飯田康夫) — 40 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの監督雑感 山形・米沢労働基準監督署長 齋藤剛光 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

賃金関係 [月30時間の固定残業制検討] 60時間超や休日労働の取扱い — 48 弁護士・新弘江
個人情報 [改正個人情報保護法での健康診断結果の取得] 社員の同意必要か — 50 弁護士・平田健二
労働基準法 [所定休日の土日にわたる強制参加の研修] 休日労働の協定は必要か — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内